



東神楽町
Higashikagura Town

共同学校連携事務
室だより
NO. 01

教職員版
発行:18/4/20
東神楽町共同学校
連携事務室

「年次有給休暇」
○出勤簿表示
「年休」
○届け出
「休暇等処理簿」
勤務時間は一日7
時間45分です。
○日数「年間20日
(繰越日数20日
可)」

解説：時間計算上
は7時間45分×
40日。1時間単
位で取得可。時
間の計算は、休憩
時間を除いた時間
で計算します。
中学校の場合、出
勤8:10、休憩1
5:40～16:2
5、退勤16:40
なので、終了前1
時間年休取得する
と退勤時間は、
14:55になり
ます。

さて、この時期は諸手当の変更シーズンです。異動、採用、退職等の発令があり、それに応じてさまざまな手続きが必要になります。何か変化のあったとき(あるとき)は各校の事務まで申し出てください。

1、給与の口座振込の変更

- (ア)4月に変更手続きが出来るのは原則異動者のみです。
- (イ)4月に手続きしても、全道で手続きが集中するため、実際に変更が反映されるのは5月以降になる場合があります。
- (ウ)なお、それ以外の職員で変更を希望される方は、5月以降に手続きを申し出てください。また、旧口座の解約は、新口座に給与が振込まれたことを確認してからお願いします。

2、扶養手当等の変更届

- (ア)就職等により、扶養親族の推定年収が130万円(月割108333円)以上になると扶養手当が打ち切りになります。逆に収入が130万未満なら認定になります。変更があれば申し出てください。また、給与収入が103万以下の場合は、非課税となります。詳細は国税庁のHPをご確認ください。
- (イ)所得税の配偶者控除は150万円未満となっていますが、扶養手当や共済組合の扶養認定が依然として130万円未満であることから130万円を超えると扶養手当がなくなり、健康保険に加入しなければならなくなり・・・と全体として収入がマイナスになってしまいます。くれぐれもご注意ください。
- (ウ)学生のアルバイト等でも扶養基準を超えてしまうと後日返納通知が来ます。お子さんには、上記の基準をしっかりと説明しておきましょう。

3、特別支援学級の担当教員

- (ア)給与の調整額が支給されています。
- (イ)支給されている場合、明細表の「号俸」欄と「給料」欄の間にある「数」欄に「2」という数字が出力されています。
- (ウ)また、外れた人は、「0」が入っています。ご確認ください。

4、通勤手当について

- (ア)2Km以上の通勤距離がある場合に支給されます。
- (イ)異動者は、既に手続き済みですが、4月分は出力されていません。5月にまとめて支給されると思います。来月確認してください。

5、単身赴任手当について

- (ア)平成26年度から「職務遂行上やむを得ず」単身赴任していると校長が認めた人にも支給されることになりました。支給額は30000円+加算額(H28年度改定)です。認定が遅く、支給は夏から秋頃になるようです。

6、教育業務指導連絡手当(主任手当)・・・3月分の実績は4月で支給になります。前任校で出ていた人は、今月まで支給されていますので、いろいろな意味でお忘れの無いよう。

先日、「**配偶者控除 150 万になってどうなの？**」という質問がありました。

ものすごく大雑把な質問ですが、まあ「配偶者控除の上限が 150 万になったけど、そこまで働いたほうが得なの？」という質問だと判断しました。今回、自民税調がまとめた中途半端な改革案がそのまま実施され、主婦層を中心とした労働力を増やすために「配偶者控除が 50 万に引き上げ」られました。私見では、たいした効果は期待できませんが、配偶者が働いている方にとってみると、どう影響するのかが気になったんですね。

今までは、扶養している配偶者の収入が 103 万を超えると税法上の控除がなくなり、130 万を超えると扶養手当カットや、場合によって寒冷地手当のカット、さらに共済組合の扶養から外れ、国民健康保険へ加入する・・となっていました。**今回は、この 103 万が 150 万になるのですが、前述の通り、130 万になった時点で、様々な変更が発生するので、実際の分水嶺はここになります。**これは多くの民間会社や社会保険も同様で、控除額の引上効果が限定的になってしまう（たいした効果が期待できない）原因でもあります。さて、数字を拾ってみましょう。

まず、130 万を超えると払わなければならないのが、健康保険と国民年金です。

学校では、共済組合の扶養から外れてしまうので、国民健康保険（国民年金）に加入することになります。

さらに、配偶者が扶養手当を受けられなくなるので、これらを合計すると、マイナス約 641,300 円程度となります。

つまり、配偶者の収入が 130 万円を超えた時点で、それ以前に比べ収入が 68 万前後、ど〜んと減るわけです。

配偶者収入が 130 万未満の世帯収入は、ほぼほぼ、そのまま増えるのに対し、**130 万になった途端、収入が 66 万に激減ですから大変です。実際、収入を 64 万円分失った上に、64 万円分の労働時間がただ働きになるのですから、感覚的には 128 万円の減額になり、働いた分「丸損！」気分なのですね。**

このマイナスを埋めるには、195 万以上は働かないと（ $195 - 64 = 131$ ）・・って感じなのですが、実収入が再度増えはじめるまで、2 倍も働かなければならないので、馬鹿らしくなってしまいます。ご理解いただけましたか？

「東神楽町共同学校連携事務室」について

昨年度から文科省は、義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るため法令を改正し、学校事務職員を中心とした「共同学校事務室」を設置できるようにしました。

東神楽町内の事務職員と教育委員会職員で構成する「学校間連携会議」では、昨年度当初より事務室設置の検討を進め、今年度四月一日より町内の小中学校全校を対象に、道内で初めて「東神楽町共同学校連携事務室（以下、事務室）」を東神楽中学校に設置しました。本来なら保護者・教職員の皆様に先にお知らせすべきところ、新聞掲載が先になってしまいました。

事務室で予定している業務内容は、①学校事務情報の共同発行（事務室だよりの発行）、②これまでは各校で実施していた各校現金会計監査業務、③町内全校の教材費等徴収業務（19 年度よりの実施予定）、④基準財政需要額と学校経費構造の開示、⑤教育予算への児童生徒保護者等の意見聴取、⑥学校予算の共同編成、⑦文書管理サイクルの確立、⑧小規模校のサポート・・などを予定しています。

東神楽町は、今年度から「小中一貫（小学校併設型中学校）コミュニティースクール」が本格実施に向けて始動します。事務室は、この組織構成における事務体制強化も念頭に置いています。これらの業務を事務室で共同担当することで、実施に向けた望ましい教育環境整備を進め、同時に、各学校の業務を整理・統合・適正化し、結果として教員業務の負担軽減を図ることを目指します。

今回の「共同学校事務室制度」は、道内初のとても大きな取組であり、町内の事務職員としては、前述した新しい取り組みの一つ一つを、学校・地域・保護者の皆様に丁寧に説明し、周囲の理解を得ながら、確実に進めたいと考えていますので、どうかよろしくお願い致します。

（文責 共同学校連携事務室付事務主幹 坂田 淳哉）



(J.S)

今年度より、文書管理の方法、特に廃棄方法を変更します。

変更に先立って、まずはファイリングの考え方の確認から・・・。

現在では、どこの学校もそうだと思いますが、公機関のファイリングは「オープンファイリング」の考え方をとっています。オープンと言っても「出しっぱなし」という意味ではなく「開かれた文書」ってことです。(知ってるって)

学校の文書は学級通信から指導要録、家庭環境調査票に出席簿、指導案、案内状、個人カルテ等々、多岐にわたって存在しますが、その一つ一つは作成された時点で、個人の所有物(著作権は別ですが)ではなくなり、あくまで職場全体の共有物になるので、職員全員にそのアクセス権が確保されなければなりません。特に学校教育法や学校管理規則等に定めのあるものがこれに該当します。(ただし、個人情報保護条例等で公開の制限がかかっているものについては、この限りではありません。)

このため、通常どんな事業所でも、継続文書(起案・進行中の文書)・完了文書(記録・発出文書)に関わりなく、文書類の保管については、オープンファイリングを採用し、保管場所や分類方法を指定しています。

また、学校のような本来「個々の発想」が重要な職場は、この「情報へのアクセスしやすさ」がそれぞれの活動のパフォーマンスに重大な影響を与えます。一つのことを企画・判断する際、それにかかわるすべての情報へのアクセス権が確保されないと、的確な判断・計画・運用はできません。また、この情報アクセスを必要以上に制限すると組織の自己活性化を損ないます。(階層的組織構造と制限的情報アクセスの弊害)

では、オープンファイリングの構成要素と運用のポイントです。

- 1, 集中保管……………保管場所の特定です。同時に何カ所かを指定することもあります。あくまで特定の条件の下に限定されます。目的は「文書分散の防止」です。

保管場所を何カ所かにしておいて、「分散防止」もないだろうと思われるかもしれませんが、文書には様々なサイズ・いろいろな形のものがあります。集中管理は、メインになる保管指定場所を用意しますが、そこには収納できないものには「道しるべ」を残します。(後述)これによって誰もが目的の文書にたどり着けるようにします。

- 2, インデックス…集中保管された文書は、特定の条件に従って配列します。図書館と同じですね。学校でも通常は「文書分類表」に従い配列します。(各校にて提示)

基本的にはこの通りなのです。が、これだけではボックスに入らない、若しくは情報保護の観点からオープンにできない場合の保管に対応できません。具体的な例を挙げましょう。

「指導要録や出席簿は、通常校長室の金庫にあって、職員室の指定の棚には保管できません。このような場合どうなるのでしょうか？」

このような場合、文書本体は、そのまま校長室に保管します。

そして「指導要録」や「出席簿」のファイルボックスも、そのまま、棚に作成します。そしてファイルボックスに「指導要録…校長室の耐火書庫の中」と記したものをボックスに入れておくか、ボックスの表示に「保管場所・校長室」と記しておけばよいのです。「道しるべ」とは、こういうことです。これらの手法は、書籍や、資料、物品、教材などにも応用できます。学芸会や運動会の用品、性教育や生活科の教材教具、各種用紙類の場所等、かなりの場所をインデックス化できますね。

- 3, 規格化……………様々なサイズや形の文書や資料を、保管に適するよう規格化してファイリングします。

町内各校は、今後、原則的にはボックスファイルへ移行し、しおりや、写真、文書や冊子などを封筒に入れて「ボックスサイズに規格化」して保管するように検討を進めています。今後本校では町の種類にも対応できるような文書分類を整備し、文書の増減に対応できるよう中分類は、五十音配列を基本とします。

- 4, 規則化……………「文書を参照・使用するときはボックスごと持ち出すこととし、業務継続中でも終業時には必ず戻すこと」などの使用に当たっての「約束」のことで。

オープンファイリングで重要なポイントには、文書(情報)の活用や運用と同時に、著作権や個人情報の保護への配慮が欠かせません。なかでも文書の廃棄(焼却・シュレッダー処理等)には特に気を使う必要があります。今までは各校でのシュレッダー処理だけでしたが、今回変更します。

今年度から、廃棄文書は年度末に守秘義務該当文書をまとめて焼却処理の予定です。
なお、具体的な方法は、各校事務職員経由で別途連絡します。



東神楽町
Higashikagura Town

共同学校連携事務
室だより
NO. 03

教職員版

発行:18/6/21

東神楽町共同学校連
携事務局：坂田淳哉

「特別休暇」

○出勤簿表示

「特休」

○届け出

「休暇等処理簿」

○種類

1 公民権行使休暇

2 官公署出頭休暇

3 骨髄移植等休暇

4 ボランティア休暇

5 結婚休暇

6 妊娠傷害休暇

7 産前休暇

8 産後休暇

9 育児休暇

10 生理休暇

11 配偶者出産休暇

12 育児参加休暇

13 子の看護休暇

14 短期介護休暇

15 忌引休暇

16 法要祭日休暇

17 夏季休暇

18 リフレッシュ休暇

19 住居滅失休暇

20 災害事故休暇

以上です。

質問の多い特別休暇シリーズ・・・「子の看護休暇」と「短期介護休暇」

1. 子の看護休暇

(ア) 要件

- ① 中学校就学終期に達するまでの子（中3の年度末までの子で事実婚含む）
- ② 対象児童生徒に対する看護
 1. 負傷・疾病等に係わる世話、予防接種、健康診断付き添いを含む
 2. 証明書は原則不要
- ③ 但し、中学生に関しては、医師の指示がある場合に限る
- ④ 他に看護者のいないとき

(イ) 付与単位

- ① 暦年ごと対象者1人につき5日以内
- ② 子が3人以上の場合、15日以内
- ③ 1日または1時間単位で付与
- ④ 夫婦とも職員の場合は、それぞれに付与

(ウ) 届出簿

- ① 休暇処理簿
- ② 区分：特別休暇
- ③ 備考欄に看護内容を記載（具体的な疾病等）
- ④ 必要に応じ事由が確認できる書類

どちらの休暇も「少子化」や「高齢化社会」を背景に、北海道においては行動プランが策定されています。申請側も承認側も、「子育て支援」「介護支援」等、それぞれの制度の趣旨を踏まえて利用・運用することが肝要です。

2. 短期介護休暇

(ア) 要件

- ① 特定要介護者の世話（負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者）
- ② 要介護者の範囲は、配偶者、父母（含姻族）、子、祖父母、孫、兄弟姉妹、子の配偶者、配偶者の子等
- ③ 介護の内容
 1. 通院の付き添い、介護サービスの手続き代行、その他必要な世話
 2. 証明書は原則不要
- ④ 休暇処理簿に「特定要介護者の状態等申出書」を添付
- ⑤ 他に介護者がいないとき

(イ) 付与単位

- ① 暦年ごと対象者1人につき5日以内
- ② 特定要介護者が2人以上の場合10日以内
- ③ 1日または1時間単位で付与

「教職員互助会にリフレッシュ支援金が新設」

既にご存じとは思いますが、教職員互助会に新しい給付金が創設されました。

その名も「リフレッシュ支援金」です。

給付要件は、満年齢で35歳、45歳、55歳になった人が対象で、給付額は、その都度15000円です。

「平成30年7月1日から施行し、同年4月1日から適用します」となっているので、今年度（今年4月以降）、上記満年齢に達する（達した）方は、7月1日以降に請求が可能になります。

様式は「北海道公立学校教職員互助会」のHPからダウンロードできます。わからなければ、各学校の事務職員にお問い合わせください。

○平成 30 年度市町村民税・道民税について

今月の給与から上記の税金が控除されています。給料票と一緒に関係市町村からの納税通知書が同封されています。ご確認ください。

前年度に収入のない方は次年度からになります。不明点は各校事務まで。

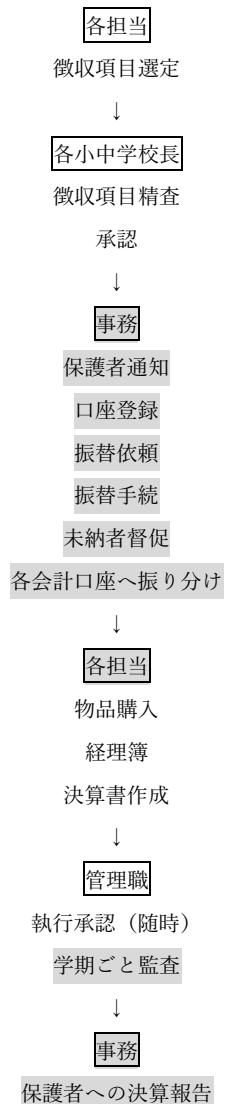
○児童手当の支給と現況届提出について

今月の給与で 2 月から 5 月分の児童手当が支給されています。支給額を確認ください。

また、受給している方は、6 月 1 日現在の状況について、現況届を提出してください。提出の際は、本人及び配偶者の児童手当用所得証明（無料）住民票謄本（有料：全員の者）が必要です。詳細は各校事務まで。

徴収業務の共同化イメージと効果

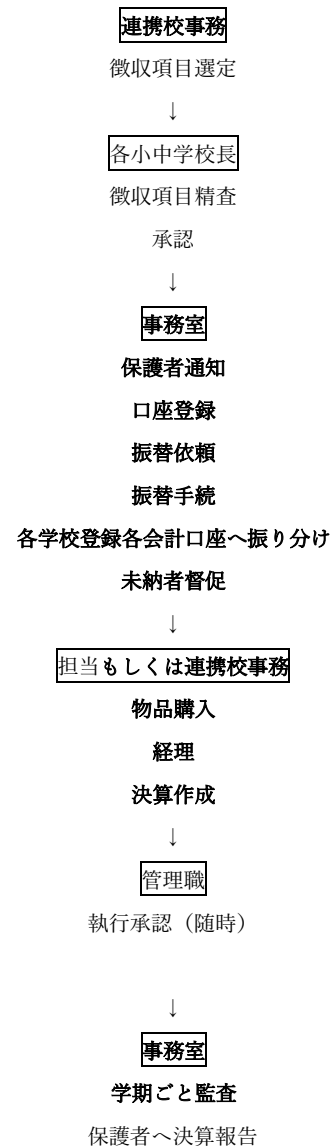
従来の徴収構造



「徴収業務の共同化」が
目指すところを、まとめ
てみました。

※網掛部分は連携先校
で軽減される業務と係
※太字は事務室で分担
して担う業務

移行後の徴収構造



徴収業務の共通化により、期待される効果

- 会計適正化（徴収と執行の分業による相互牽制、及び相互監査による金銭事故防止効果）
- 管理職の業務負担軽減（評価時期である期末ごとの監査業務負担軽減）
- 教職員の業務負担軽減（教員が負担する会計執行業務等の校内業務負担軽減）
- 連携先校事務の業務負担軽減と校内業務再編
- 保護者負担の適正化（徴収業務共通化により徴収項目の比較検証が可能）
- 保護者の事務負担軽減（小・中学校入学時ごとの手続きを共通化）



東神楽町
Higashikagura Town

共同学校連携事務

室だより

NO. 03-2

教職員版

発行:18/6/21

東神楽町共同学校連

携事務室：坂田淳哉

今年度分の

住民税決定書

税制の抜本改革ということで、さまざまな控除の廃止が検討されるなど、税制改正が検討されています。

税金って、いろんな種類のものがありますが、住民税もその一つです。

○ 住民税と一口にいいますが「給与所得等に係わる市(町・村) 民税・道民税 特別徴収税額」というのが、正確な表記です。この税金は1月1日の居住地(住民票の所在地)で課税されるもので、様々な理由で場所によって額が違います。つまり、住んでいるところで、税金の額が違ってくるのです。介護保険料や自動車税なんかもそうですね。

- 住民税は、前年の所得金額に応じて課税される「所得割」、所得金額にかかわらず定額で課税される「均等割」、預貯金の利子等に課税される「利子割」、一定の上場株式等に課税される「配当割」、源泉徴収口座内の株式等の譲渡に課税される「株式等譲渡所得割」からなっています。
- このうち均等割は市町村分が3000円、都道府県分が1000円で、所得割は、市町村分が6%で、都道府県分が4%となっています。
- この税金は前年度の所得に対して課税されます。そして、常勤職員は、その年の6月から翌年の5月までの間に12分割して給与から控除されます。
- さて、前の年の収入を基礎にして課税されるということは、退職するとどうなるのでしょうか?・・・そう、退職した最初の年は、天引きする給与がなくなるので、退職後の自宅に納付通知書が送られてきます。心しておかないと、予定していないので、あらま・・・びっくりです。・・・あ、でも、退職金があるから払えるか?・・・いや、でも、ぼくらが退職するとき退職金はあるのだろうか・・・(ー;))
- あと、育児休業等に入った場合、給与の支給は停止しますが、税金は待ってくれません。前年度の収入を基礎に徴収されるということは、この場合も同じなので、育児休業期間が8ヶ月位としても7、8万円の額が請求されるのです。給料が出ていないため、天引きできないので、当然、直接自宅に請求書が届くわけです。これも、請求が来るとちょっとびっくりです。

さて、これからお配りするのは、今月から来年5月までの住民税等の明細です。
給料票と合わせて、ご確認ください。

「今月は児童手当の支給月です」

さて、今月は児童手当の支給月ですが、その詳細についてのお知らせです。

まず、支給金額は

- ア、 3歳未満の子ども・・・・・・・・・・月額15,000円
 - イ、 3歳以上12歳の子ども(第一子・第二子)・・・・・・・・月額10,000円
 - ウ、 3歳以上12歳の子ども(第三子以降)・・・・・・・・月額15,000円
 - エ、 小学校修了後中学校修了前の子ども・・・・・・・・月額10,000円
 - オ、 所得制限を超えた受給者の中学校修了前の子ども・・・・・・月額 5,000円
- 出力されている方、計算してみて違っていたら事務に連絡してくださいね。

(参考) 児童手当の受給要件です。

(ア) 養育要件

次のa～cのいずれかに該当する者に支給されます。

a 次の(a)又は(b)に掲げる児童(以下「支給要件児童」という。)を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母(当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下「父母等」という。)であって、日本国内に住所を有するもの

(a) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(以下「中学校修了前の児童」という。)

(b) 中学校修了前の児童を含む2人以上の児童

b 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者(当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあっては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。)のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であって、日本国内に住所を有するもの(当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。)

c 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であって、日本国内に住所を有するもの

児童手当って、他の手当と違うの？

児童手当は、通常の手当と違い、一般的には、自分で居住地の役場に行き手続きをしなければなりません。しかし、公務員だけは、所属書で手続きすることになっています。

ここでよく問題になるのが、附属小学校へ異動になった場合や、民間への転職、自己都合で退職された場合です。どのケースも、公務員ではなくなるので、ご自分で居住地の役場に行って、児童手当の受給手続きをしなければなりません。また、児童手当は、世帯内の収入の多い方が受給することになっています。このため、夫婦の一人が公務員で一人が民間の場合、どちらかが昇給等で給料に変動があって変更がある場合、手続きが必要になることもあります。ご注意ください。



東神楽町
Higashikagura Town

共同学校連携事務

室だより

NO. 04

教職員版

発行:18/6/26

東神楽町共同学校連
携事務局：坂田淳哉

「ボーナスの支給は、

6月29日です！」

民間でいうボーナスに該当する手当の名称は、「期末・勤勉手当」といいます。間に「・」が入っているのは「期末手当」と「勤勉手当」は別の手当であり、その合計額として支給されているからです。

さて、今月は、お待ちかねの期末・勤勉手当の支給月です。支給日は6月29日（金）です。

「給与口座振替申出書」について

給与の振替先金融機関を変更するとき、以前は金融機関にわざわざ証明をもらっていただいていたのですが、現在は通帳のコピーで良くなっています。遠い金融機関は大変でしたけど、気軽に変更できますね。

ただ、学校に書類を出しただけで手続きが終わったと思い、古い口座をすぐに解約してしまい、給料が振り込まなくなるケースが多発しています。変更手続き完了のタイミングは、事務センターでの入力が終わったときです。

このため、通帳の解約は、新たに指定した口座に、給与が振り込まれたことを確認してからにしてください。

ボーナスは、期末手当と勤勉手当の合計額

○期末・勤勉手当と「・」が付いているのは、期末手当と勤勉手当は別物だからです。

それぞれの支給基準は・・・

1、 期末手当＝期末手当基礎額×支給率（122.0/100）×期間率（基準日以前6か月以内の在職期間区分による）

（ア）期末手当基礎額＝給料月額＋扶養手当月額＋給料及び扶養手当月額に対する地域手当月額）＋役職加算額

（イ）期末手当基礎額は減額されない給与月額により、給料の調整額と教職調整額を含む。

（ウ）役職段階別加算額は、（給料の月額＋給料の月額に対する地域手当の額）×（加算額）です。

2、 勤勉手当＝勤勉手当基礎額×期間率×成績率（例のABCDです）

（ア）勤勉手当基礎額＝（給料の月額＋給料の月額に対する地域手当の額）＋役職段階別加算額

（イ）勤勉手当基礎額は減額されない給与月額により、給料の月額には、給料の調整額及び教職調整額を含む。・・・となっています。

高額療養費と一部負担金払戻

大きなけがや病気になったとき、窓口での支払いが心配になった経験はありませんか？
今回は、高額療養費と一部負担金払戻金のお話です。
不明点はいつでも事務にお聞きください。

○医療費が高くなりそうなときに使う高額療養費の「限度額適用認定証」

高額療養費に関わる「限度額適用認定証」は、医療機関の窓口で払う自己負担額を、所得区分に応じた自己負担限度額に抑えることができる制度です。入院でも外来でも使用できます。

例えば、総医療費が200万円の入院手術を受けた場合、自己負担額は3割で60万円支払うことになりますが、所得区分ウの方（ほとんどの教職員）が限度額適用認定証を医療機関に提示した場合、その支払額は、自己負担限度額である97,430円になります。

【高額療養費】

日本の健康保険制度においては、医療費が高額になったとき、所得区分に応じた自己負担限度額を超えた額を、後日、高額療養費として払い戻す制度があります。

「限度額適用認定証」は、この高額療養費を窓口で立替なくてもいいようにするものです。

※区分ウ「標準報酬月額28万以上53万未満の方」の自己負担上限額はいくらになるかな？

$$= [80100 \text{ 円} + (\text{総医療費} - 267000 \text{ 円}) \times 1\%]$$

さ～ら～に～

○共済組合独自の「附加給付（一部負担金払戻金・家族療養費附加金）」があるのです。

共済組合加入教職員の医療費が高額になったときの給付金には、前述の各健康保険制度共通の「高額療養費」と、公立学校共済組合が独自に支給する「附加給付（一部負担金払戻金・家族療養費附加金）」があります。

共済組合独自の一部負担金払戻金（附加給付）は、同一診療で自己負担額が25,000円を超えたとき、その超過分が給付されるもので、限度額適用認定証を使った場合、受診月の3か月後に支給されます。

【一部負担金払戻金（家族療養費附加金）の実際例】

治療費200万円の場合、窓口負担は60万。

- ・ 高額療養費で、窓口負担額は $80100 + (200 \text{ 万円} - 267000 \text{ 円}) \times 1\% = 97430 \text{ 円}$
- ・ さらに共済組合の一部負担金払戻金で、 $97430 \text{ 円} - 25000 \text{ 円} = 72430 \text{ 円}$ が支給。（3ヶ月後）

したがって、窓口60万円の治療でも、最終的な自己負担額は25000円となります。

限度額適用認定証申請書の様式は、公立学校共済組合北海道支部ホームページの「こんなときガイド」又は「手続きナビ」からダウンロードできますし、毎年発行されている「福祉の手引き」にも詳しく載っています。

「福祉のしおり」は、とても役に立つ冊子なので、きちんと手元に置きましょうね。

また、共済ホームページの「共済事務の手びき」－「第2章 短期給付 目次」→「組合員が病気等（公務外）になったとき」にも載っています。（<http://www.kouritu-hokkaido.jp/index.html>）

「まあ、だから、あまり無駄に高額給付保険に入る必要はないのですよ。」 J.S



東神楽町
Higashikagura Town

共同学校連携事務
室だより
NO. 05

教職員版
発行:18/7/20
東神楽町共同学校連
携事務室:坂田淳哉

「夏休み前、最後の給料です」

今年は寒暖の差が激しくて、体に厳しいですね。さて、夏休み前、最後の給料がやって参りました。支給日は7月20日(金)です。明細をご覧になって不明な点がありましたら、お問い合わせください。

勤労者財産形成促進制度「財形年金貯蓄」について

60歳以降に年金として受け取る老後の資金づくりを目的としているのが「財形年金」です。住宅貯蓄とあわせて貯蓄残高550万円まで利子等に税金がかかりません。ちなみに保険等の貯蓄商品の場合は、払込額385万円までが非課税となります。保険関連商品は、保険会社が破綻すると支払額が減りますが「財形年金・財形貯蓄」は「貯蓄」なので預金保証機構が1000万まで保証しますので元本が減ることはありません。財産形成は保険商品に頼るまえに、まず貯蓄

ですね。

○加入要件

年齢	契約締結時に55歳未満であること
積立期間	5年以上
積立の中断	2年間に限り中断可能
引出し	満60歳以降5年以上年金として受け取れる。
据置期間	積立満了日から年金支払開始まで5年以内。
預け先	1人1契約

特別休暇「夏季休暇」

- 届出：休暇処理簿
- 取得可能時期
：7月1日～9月30日
- 取得単位
：1日単位で3日間

○年金以外の払出しは要件違反となり課税扱いとなります。（いざという時は引き出せる）

- 預貯金の場合
当該払出しが行われた月から遡って5年間に生じた利子のすべてが20%の課税となります。
- 保険商品(生命保険、損害保険等)の場合
一時所得課税が適用され、解約時の利子(差益)から50万円を控除し、その差額の2分の1に対して、総合課税となります。

自動車保険と自転車特約

皆さんが入っている任意自動車保険には、大抵の場合「自転車特約」(会社により「個人賠償責任特約」などと名称は異なります)をつけることができます。単体で自転車保険に入るよりしっかりとした内容であることが多いです。(ちなみに私が入っている保険は、示談交渉サービス付きで賠償額は国内無制限です)

生命保険の入り方

浦沢直樹の「Master Keaton」¹の中に「保険とは自らの生命を賭けたギャンブルである」というフレーズがあります。保険会社から見た「保険」²の性質を上手に現しています。加入者が亡くなれば保険会社は損をし、加入者が生き続ければ保険会社は利益を得るわけです。

さて、保険の勧誘を受けたとき、皆さんはどんなことを考えて加入していますか？

いろいろあるけど「**最小出費で必要十分な保証を得たい**」と、誰しもが考えるところですよ。サラリーマンの生涯収入は2億程度ですから、不慮の事故でなくなったとき、**残された家族に当面必要な金額は5千万円から1億円程度**でしょう。ただこの額も、**年齢や家族構成で変動**します。

では、どのようにこの金額を確保するのがいいのでしょうか？

1. 世代別の保険の入り方

世代別に、ズバリ、言いきりましょう。

- ① 未婚20代は死亡保険必要なしです。扶養親族のない DINKS(死語?)もそう。最小限の医療保険だけで十分です。(高額療養制度がありますからね)
- ② 30・40代の扶養親族持ちは上記金額を、定期保険(いわゆる掛け捨て保険)を利用して準備されるのがよいでしょう。定期保険のメリットは、少ない掛け金で大きな保証を得られる事にあります。この年代は何かと出費がかさむので、定期保険が一番³です。
- ③ 50代は、今まで入っていた保険を整理する時期です。遺産代わりにするのでもなければ加入内容は20代独身者と同様に考えても良いのです。

まあ、これからの時代、保険商品の満期金が必ずおりると考えるのは危険⁴です。10年・20年後の満期まで、その会社が存在する保障⁵はないのですから。

2. リスク分散(加入会社の分散)について

保険の査定は、各社各様なので、同じ1億円の保険に入っていても、実際には「3000万しかでない！」なんてことは良くあることです。これを防ぐには、2~3000万の保険を3~4社に分散して加入することが肝要です。また、保険会社も、共済組合(教職員共済、全労済等)系統の査定が加入者に寛容で、額面に近い金額が支給されるようです。

3. 保険は貯蓄ではない！

結局、保険商品は貯蓄ではありません。したがって、口座預金のように1000万まで保証されるとか、10年後の支払が確約されている・・・わけではないのです。

ここに記したのは、あくまで参考意見であり、絶対正しいわけではありませんが、とりあえず、自身の保険や貯蓄周りを見直してみる機会にしていただければと思います。

※ アンケート結果から、今回は、まず文字サイズをおおきくしてみました。

¹ (マスターキートン・・・主人公のキートンは日英ハーフの考古学者で、保険会社ロイズの調査員のバイトをしている。

² 加入者側から見れば、死んだら家族に保険金が出るんですけど、そのとき自分では使えませんがね。

³ 教職員共済、全労災、農協共済、教職員互助会などの共済保険制度を利用すると営利目的ではないので割戻金などで実質支払額が安くなります。マイプラン 21 もこの系統です。

⁴ 以前、満期金付保険しかない協栄生命(現ジブラルタ生命)が破綻し、満期金が減額支給されたことがあります。こわい、こわい。

⁵ 因みに「保険」は「貯蓄」ではないので、つぶれたときに、銀行のような保証はされません。



東神楽町
Higashikagura Town

共同学校連携事務

室だより

NO. 06

学校版

発行:18/8/20

東神楽町共同学校連

携事務室:坂田淳哉

「夏休み明け、最初の給料です」

夏休み明け月曜スタートは、精神的になかなか厳しいですね。
でも、21日火曜日は給料日です。励みにして頑張りましょう。
明細をご覧になって不明な点がございましたら、お問い合わせください。

「iDeCo」(イデコ)ってご存じですか？

「iDeCo」は「イデコ」って読みます。

個人型確定拠出年金というもののなのですが、2016年まで公務員は制度対象になっていなかったの、加入できなかったのです。

しかし、2017年からは制度改正されて、国家公務員や地方公務員も制限付きながら加入できるようになりました。

「年金」というと、退職共済年金や老齢年金が思い浮かぶと思いますが、確定拠出年金は、これらの年金とはちょっと性質が異なります。

通常の年金は「確定給付型」といって将来受け取れる年金額が決まっているのですが、「確定拠出型年金(iDeCo)」は、「加入者が自己責任で運用商品を選択できる」ため、同じ掛け金、同じ期間であっても運用商品の組み合わせや比率によっては、人によって受け取れる額が変わってくる」というもののなのです。

同じ金融機関で確定拠出年金を選択しても、商品によって運用益に差が生まれるので、将来的に受け取れる年金額が変わるというわけですね。

公務員の掛け金上限額は毎月1万2千円です。民間よりは少ない設定になっています。年額14.4万円ですから、5年で原資72万、10年で144万ですね。

OiDeCoの導入メリット

1. 掛け金が全額、所得控除されること！

毎月1万2千円ずつ掛け金を拠出した場合、住民税と合わせて税率20%とすると年間2万8800円の節税効果が生れます。仮に25年間掛け続けると総額72万円です。

2. 運用益が非課税で再投資できること！

金融商品の運用益には20.315%の源泉分離課税がかかりますが、iDeCoの運用益はなんと非課税！

3. 受給時にも所得控除が受けられること！

iDeCoの老齢給付金を一時金として受け取る場合は「退職所得控除」、年金として受け取る場合は「公的年金等控除」が受けられます。現状の税制度では、一時金として受け取る方がお得なようです。

特別休暇「リフレッシュ休暇」

○届出：休暇等処理簿

○取得要件：勤続20年と30年をむかえたとき

○取得単位

- ・20年：20年に達した翌日から1年間に1日単位で2日間
- ・30年：表彰を受けたあとの1年間に1日単位で3日間（30年を経過した年の翌年度の7月1日から翌々年度の6月30日まで）

退職延長にかかわる人事院勧告が出ました

8月10日、人事院は政府に対し、国家公務員の定年について段階的に65歳へ引き上げるよう勧告しました。これに伴い、60歳以上の給与は60歳前の70%程度に減らすとのことです。現行の再任用制度は退職前の給与の50%程度ですから、「退職延長」と言うことで少し改善されているようです。

また、導入に当たっては一定年齢で管理職を外す「役職定年制」も導入するとのことです。国の場合は、専門性が必要ですぐに交代要員がみつからず、現職を外すと支障がある場合、例外的に留任を認めるとのことです。期間は最大3年で対象者になると60歳以上でも給与減額措置をとらないとのことなのです。ただ、現状の再任用制度での対応と、義務教育諸学校の管理職数を鑑みれば、小中学校で、これがそのままに適用になるとは考えにくいです。

なお、政府は、勧告を受けて退職年齢を2021年度から3年ごとに1歳ずつ引き上げ、2033年度から定年を65歳にする予定です。生まれた年度と退職年齢の関係は右の表のようになります。

現時点では「何歳で役職を外されるのか？」とか「退職金の支給時期がいつになるのか？」などの詳細については、まだ示されていません。また、現在の再任用制度との関係がどうなるのかも情報がありません。

ただ、昭和36年度生まれ以降の人は、退職年齢が3年ごとに1歳ずつ引き上げられるので、iDeCoや財形年金などを計画的に準備しておくといいですね。

それにしても、2033年になったら、きっと「人事院は2036年度から段階的に退職年齢を引き上げ2048年度から定年を70歳とするよう勧告しました」なあって記事が出ているかもしれませんね。

となると、今30歳のあなたの定年は・・・こわ！

定年の経過措置		
生年（年度）	退職年度	定年年齢
1960	2020	60
1961	2021	61
1962	2022	61
1963	2023	61
1964	2024	62
1965	2025	62
1966	2026	62
1967	2027	63
1968	2028	63
1969	2029	63
1970	2030	64
1971	2031	64
1972	2032	64
1973	2033	65

謄本と抄本

「謄本」と「抄本」の違いについて、ときどき聞かれることがあります。

手当や赴任旅費の手続きで、「住民票の謄本が1通必要ですよ」などをお願いすることが多いからでしょうね。さて、「謄本」とは原本を手書きでうつした本のことです。もしくは、元本の内容を全て書きうつした文書のこと。これに対して「抄本」は、元になる本の内容を「抜き書き」したもののことです。

このことから、住民票「全員のもの」は丸写しなので「謄本」、住民票「〇〇の分」は全員じゃないので「抄本」といいます。よく独身の方などで、世帯に自分しかいない場合に「謄本と抄本どっちでもよいのでは？」と思われる方がいるようです。「謄本」が必要なケースは「世帯全員が何人なのか」という情報が必要なケースなので、そういう場合必要なのは、一人でもあくまで「謄本」です。



東神楽町
Higashikagura Town

共同学校連携事務
室だより
NO. 07

学校版
発行:18/9/21
東神楽町共同学校連
携事務局:坂田淳哉

「震災後、最初の給料です」

全道一斉停電！先が見えないと精神的になかなか厳しいものですね。
さて、21日金曜日は給料日です。励みにして頑張りましょう。
明細をご覧になって不明な点がありましたら、お問い合わせください。

「寒冷地手当について」

11月給与から来年の3月給与まで寒冷地手当が支給されます。

今年度異動されてきた方や、住宅の状況や扶養状況等に変更があった方のうち、世帯区分の変更になる方について、「世帯区分状況報告書」を提出していただく必要があります。

世帯区分は三つ。

世帯区分「X」＝「世帯主・・・扶養手当の出ている方」

世帯区分「Y」＝「準世帯主・・・扶養手当は出していないけど、一戸を構えている方や共働きの一方」

世帯区分「Z」＝「非世帯主・・・いずれにも該当しない方」です。

現在のご自分の区分は給料表の氏名欄の横に出力されています。確認していただき「変更になったかも！」という方は、私までお問い合わせください。ご自分だけでなく、配偶者や扶養親族の異動等も関係するので、お忘れのないように。

各学校の避難所対応について

2018年09月10日(月) 17:00 時点事務局論点まとめ・・・(▲気になる点、※附加意見)

○東小(避難所指定)

- ▲備蓄なし
- ▲非常用電源がない(全校電気暖房なので避難所には不向き)
- ▲停電時は給水不可
- ▲停電により食材廃棄
- ▲暖房不可
- ※電源を設置すべきでは？

○東聖小(避難所指定)

- ▲備蓄なし(※ポリタンク・懐中電灯等が必要)
- 非常用電源あり・・・(2タンク中1タンク燃料不足)
- ▲非常用電話機能せず
- ▲テレビが入らない
- ▲サーバー機能せず・・・インターネット不可
- ※非常電源の修理が必要か？

特別休暇「結婚休暇」

○届出：休暇等処理簿

○取得要件：職員が結婚するとき。
結婚式、新婚旅行、その他結婚に伴い必要な行事などを行うため利用。

○取得単位(1日、1時間、1分)

- ・取得できるのは「原則として、結婚の日の5日前の日から、結婚後1月を経過する日までの連続する5日間(週休日も含む)」となっているので注意が必要。
(土日結結結結結土日とすれば9連休)

○忠栄小(避難所指定)

- ▲備蓄なし
- ▲非常電源なし
- ▲非常用電話機能せず
- ※公民館に非常用電源あり

○志比内小(避難所指定)

- 非常用電話あり
- ▲非常電源なし
- ▲給水不可
- ▲厨房食品廃棄(電源があれば非常時に使えたのでは?)
- ▲備蓄なし
- ※公民館に非常用電源あり

○中学校(避難所指定)

- 非常用電源あり(職員室・厨房・体育館をカバー)
- 給水対応可
- 避難所開設(数名来校もすぐ退所、中学生は勉強しに来ていた)
- 非常用電源が機能したため電話機能には異常なし
- ▲テレビ機能せず・・・放送室が停電のため(藤森さんから簡易アンテナを借りて対応)
- ▲備蓄なし(※毛布・簡易トイレなどが必要か)

※1、「学校の緊急対応時」の問題

1. 各家庭の固定電話が使えない。マチコミメール登録家庭には連絡がついた。電話は例外とし連絡は原則マチコミへ変更する必要有り。
2. 停電するとアンテナのブースター電源が切れてテレビ等で情報が得られない。テレビの簡易アンテナやラジオがいくつか必要。

※2、「避難所指定時」の課題

1. 備蓄がない。厳冬期や猛暑時も想定し、毛布や扇風機などの検討が必要。
2. 利用できるトイレの数が少ない。避難所指定時は簡易トイレなども必要と考えられる。
3. 非常電源がない学校に電気も水もトイレも使えず避難所対応は難しい。指定することでかえって避難住民が混乱するのでは?
4. 非常電源のない学校は給食食材を廃棄したが、電源があれば保存維持でき、非常時の活用が可能では?
5. 携帯電話の充電器が必要だとありましたが、今回の災害で避難所には必需品だと思いました。電気がないと意味は無いのですが・・・。

添付と貼付(ちょうふ)

はい！今日は「添付と貼付」。

「添付」:「その製品には本体や付属品とともに簡単なマニュアルが添付されていた」(その製品には本体や付属品とともに簡単なマニュアルが付加されていた)

「貼付」:「確定申告時には控除証明書を所定の台紙に貼付して提出する必要がある」(確定申告時には控除証明書を所定の台紙に貼り付けて提出する必要がある)

つまり、「添付」は「補足となる何かを付加する、添えること」、「貼付」は「用紙などに何かを貼り付けること」を表すという違いがあります。免許更新時は収入証紙を貼り付けますよね。

東神楽町共同学校連携 事務室だより

学校版NO.8

発行:18/10/19

東神楽町共同学校連

携事務室:坂田淳哉

「今月は児童手当の支給月」

給与支給日は 19 日(金)

今月は、児童手当の支給月です。

該当の方には、給料票の「児童」欄に金額が出力されています。

○3歳未満は一律 15,000 円です。

○3歳以上～小学校の修了前は 10,000 円(第3子以降は 15,000 円)

○中学生は一律 10,000 円です。

確認して、金額に疑義があれば各校事務職員にきいてください。

「年末調整の書類」

例年提出いただいている「年末調整関係書類」が届きました。

エクセル様式を事務室で用意しましたので各校に配付します。

1. 「平成 30 年分給与所得者の保険料控除申告書」

後日、用紙を配付しますが、今年は例年と様式が変わっています。一緒に配付される資料等をよくお読みになり、証明書を添付して期日までに提出してください。保険に入っていない場合は提出の必要はありません。

2. 「平成 30 年分給与所得者の配偶者控除等申告書」(新規)

配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受ける場合必要です。提出に当たっては収入を証明する書類の添付が必要です。給与収入の場合だと以下の書類となり、①の方も確定後、②の提出が必要です。

①収入が未確定の場合・・・別紙様式1「給与収入に関する申立書」

②収入が確定の場合・・・別紙様式2「給与等支払証明書」

3. 「平成 30 年分給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」

購入等初年度は確定申告ですが、翌年度より年末調整を受けられます。該当の方は「年末残高証明書」を添付の上、期日までに提出してください。

4. 提出期日

11月2日(金)

※各種証明書等の提出が遅れる場合は、事務へ連絡の上、届き次第 提出をお願いします。

特別休暇「忌引休暇」

○届出：休暇等処理簿

○取得要件：職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪、その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないとき。

○取得単位(1日、1時間、1分でも取得可能だが一日換算になる)

- ・取得できる日数は以下の通り。週休日や休日も含めた連続する日数で分割不可。
- ・往復にかかる日数を加算することができる。

配偶者(事実婚含む)	7 日
父母	
配偶者の父母、または、父母の配偶者	
子	5 日
祖父母	3 日 (職員が代襲相続し、祭具等の承継を受ける場合は 7 日)
孫	1 日
兄弟姉妹	3 日
おじ、または、おば	1 日 (職員が代襲相続し、祭具等の承継を受ける場合は 7 日)
子の配偶者、または、配偶者の子	1 日 (職員と生計を一にしていた場合は 5 日)
祖父母の配偶者、または、配偶者の祖父母	1 日 (職員と生計を一にしていた場合は 5 日)
兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹	
おじ、おばの配偶者、配偶者のおじ、おば	1 日

「寒冷地手当について」(再掲)

11月給与から来年の3月給与まで寒冷地手当が支給されます。

今年度異動されてきた方や、住宅の状況や扶養状況等に変更があった方のうち、世帯区分の変更になった方は、「世帯区分状況報告書」を提出してください。世帯区分は三つ。

世帯区分「X」＝「世帯主・・・扶養手当の出ている方」

世帯区分「Y」＝「準世帯主・・・扶養手当は出していないけど、一戸を構えている方や共働きの一方」

世帯区分「Z」＝「非世帯主・・・いずれにも該当しない方」です。

現在のご自分の区分は給料表の氏名欄の横に出力されています。

確認していただき「変更になったかも!」という方は、事務までお問い合わせください。ご自分だけでなく、配偶者や扶養親族の異動等も関係するので、お忘れのないように。

東神楽町共同学校連携 事務室だより

学校版NO.9

発行:18/11/21

東神楽町共同学校連
携事務室:坂田淳哉

「今月から寒冷地手当が支給されます」

給与支給日は21日(水)

今月は寒冷地手当の支給開始月です。

支給期間は、来年の3月までで、給料票の「寒冷地」と書かれている欄に出力されています。

- ・「世帯主であり扶養のあるもの(Xで表記)月 26,060 円」
- ・「世帯主であるもの(Yで表記)月 14,400 円」
- ・「その他(Zで表記)月 10,220 円」の三種類。

ところで、寒冷地手当は、世帯区分の状況によって支給される手当であるため、世帯の状況に変更があったときは、それを報告しなければなりません。なお、この確認のため、毎年「扶養手当等確認調査」で調査されますが、変更のあったときは随時申し出てくださいね。

「標準報酬月額」について

厚生年金との統合に伴って導入された標準報酬制では、今までは報酬として含まなかった「管理職」「扶養」「僻地」「住所」「単身赴任」「教員特別」「通勤」「特殊勤務」「時間外」「寒冷地」などの手当を含めた金額で掛け金を算定します。

したがって4～6月に平常より手当が極端に多かったりすると(部活動や修学旅行、宿泊研修等)、報酬月額が多いと判断され、通常より高い掛け金を設定されます。(まあ、掛け金が高ければ年金も高くなるので必ずしも損はしませんが。)どうしても気になる人は、(普段はもっと低いんだよ)申立書を提出することもできます。

特別休暇「法要祭日休暇」

職員の父母の追悼のための特別な行事のため勤務しないときに取得できます。

○届出：休暇等処理簿

○取得要件：対象は実父母・養父母。

○日数：1日以内

○取得単位(1日、1時間、1分)

※留意事項(承認)要件

- ・初7日、毎十日祭、35日、49日、1周忌等で、実際に祭事が行われること
- ・往復にかかる日数を加算することができる。
- ・「追悼のための特別な行事」は必ずしも命日でなくてよい。

今年度の人事委員会勧告内容について

1. 給料表の改定・・・少し上がっています。
2. 勤勉手当・・・6月及び12月手当の勤勉手当を0.925月とする。
3. 期末手当・・・同上の期末手当を1.3月分とする。
4. 改定の時期・・・平成30年4月1日から実施。ただし、期末手当の改定は平成31年4月1日より。

※ 給料表改定部分と勤勉手当部分は平成30年4月に遡るようです。

親族所有の住宅に対する住居手当について

過日、通知された文書に、今後「親族所有の住宅に対する住居手当の支給は行わない方向で職員団体提示中」となっていました。これは、札幌など道内市町村で何人かの不正行為が発生し、これが不正と関係ない北海道職員の手当に影響を与えたということです。道と市町村の手当は意外に異なります。道はかなり前に自宅への住居手当は廃止済ですが、市町村は自宅への住居手当が出ているところが多くなっています。このように支給体系が異なるのにもかかわらず、今回の件では「制限すること」についてだけ足並みをそろえる形になってしまいました。

手当支給の是非はともかく、見直しの発端が「不正行為」であったことは大変残念です。

該当する方は、規則公布後、速やかに打ち切りになると思われます。
その際、手続きが必要になる可能性がありますので、ご注意ください。

※見込まれる改定内容

○ 住居手当の対象外となる親族の範囲を拡大

- ① 別居であっても父母は対象外
- ② 同居する親族は対象外
- ③ 別居の親族は引き続き対象とするが、支給要件の確認を厳格化

	現行		改正案	
	同居	別居	同居	別居
配偶者	×	×	×	×
父母、配偶者の父母(1親等)	×	○	×	×①
祖父母、兄弟姉妹(2親等)	○	○	×②	○③
曾祖父母、おじおば(3親等)	○	○	×	○
従兄弟など(4親等以下)	○	○	×	○

○対象、 ×対象外

東神楽町共同学校連携 事務室だより

学校版NO.10

発行:18/12/10

東神楽町共同学校連

携事務室:坂田淳哉

「12月ボーナス(期末・勤勉手当)支給日！」

手当支給日は10日(月)

年末賃金交渉の結果、わずかながら給与もボーナスの一部も4月に遡っての改定が確定。よかったですね。さて、われわれが「ボーナス」と言っているのは、「期末・勤勉手当」と言うものですが、間に「・」がついています。そう、「期末手当」と「勤勉手当」の合体したものが、ボーナスの正体です。

○期末手当は

【『給料月額(給料+給料の調整額+教職調整額)+扶養手当}+これらに対する地域手当』+役職加算措置】×支給率(137.5%・再任用は80%)×期間率で算出されます。

加算措置=(給料月額+地域手当)×加算割合

○勤勉手当は

【『給料月額(給料+給料の調整額+教職調整額)+これに対する地域手当』+加算措置】×期間率×成績率で算出されます。

加算措置=(給料月額+地域手当)×加算割合

・・・で、「期末・勤勉手当」の額は、上記それぞれの合計になるのです。

※今回の成績率

成績区分	成績率	
	一般職員	再任用職員
特に優秀 A	100分の104.5	—
優秀 B	100分の96.5	100分の43.5
良好 C	100分の88.5(※)	100分の42(※)
良好でない D		
業績評価の全体評語がD	100分の77.5	100分の40
業績評価の全体評語がE	100分の75	100分の39
戒告の処分を受けた場合	100分の62	100分の32
減給の処分を受けた場合	100分の51.5	100分の27
停職の処分を受けた場合	100分の39.5	100分の21.5
訓告その他の矯正措置	100分の67.5	100分の35

(※) 市町村立学校職員の昇給及び勤勉手当に係る取扱要綱(平成20年5月2日当職決定)第9及び北海道学校職員の昇給及び勤勉手当に係る取扱要綱(平成20年5月2日当職決定)第8に定める期限付職員及び派遣職員にあっては、100分の90(再任用職員である派遣職員にあっては、100分の42.5)

特別休暇「夏季休暇」

職員が夏季における諸行事、心身の健康維持・増進、または家庭生活の充実のため取得できます。

○届出：休暇等処理簿

○取得期間：7月～9月

○日数：3日以内

○取得単位(1日、1時間、1分)

※ たまに取り忘れの方がいらっしゃいます。期間限定の休暇なので夏季休業中の学校閉庁日などに利用するとよいでしょう。(過日視察に来られた方が青森県は4日あると話していました。都道府県で違うものらしいです。)

トイレから始まるユニバーサルデザイン

過日、ウォシュレットを出している会社から、学校トイレに関するアンケートというものが届きました。

その設問項目に「性的マイノリティへの対応」というものがありました。

- ・ 性的マイノリティの児童生徒からトイレや更衣室のことで相談を受けたことはありますか？
 - ・ 上記に関する対応の必要性を感じたことはありますか？
 - ・ 性別に関係なく使えるトイレがある方がよいと思いますか？
- というような設問です。



このアンケートで、先日の新聞記事を思い出しました。

旭川のLGBTの自覚がある小学生の保護者らが市長に対し対応を求めるものでした。

受け止め方は様々なのですが、これからの施設設備の整備は、常にユニバーサルデザインの延長線上で考えていく必要があるのでしょうか。

アンケートの趣旨は、LGBTを意識したもので、性別に関係なく使用できるトイレの整備を推奨するものでした。ただ、学校のトイレは行事等も含めると児童生徒だけが使うというわけでもありません。以前いた学校では、保護者の方から「学校のトイレは車椅子では入れないので、安心して参観日に来られない」との申し出があり、多目的トイレの間口を広げたことがありました。多目的トイレはあったのですが、なぜか子供用だったのです。

トイレに限らず施設に配慮を求めているのは、高齢者や、障害を持っている人、妊婦の方や赤ん坊や介護を必要とする人など多岐にわたるのです。また、これからの整備は災害対策も加味して整備を考えていく必要があるでしょう。全道的な停電発生の可能性は、まだまだ、消えていないのですから。

東神楽町共同学校連携 事務室だより

学校版NO.11

発行:18/12/21

東神楽町共同学校連

携事務室:坂田淳哉

「12月給与支給日！」

給与支給日は21日(金)

「源泉徴収」って、なにさ？

サラリーマンは、給料を支払われる際、「源泉徴収」といって見込みで所得税等を天引きされています。この制度、税金を徴収する国にとっては取りっぱぐれのない便利な制度ですが、その暦年に給与から徴収をした所得税の合計額は必ずしもその人が1年間に納めるべき税額とはなりません。

なぜなら、年の初めに年収は確定していませんし、控除対象の扶養親族についてもいろいろ変化が起きるからです。このため、年末に予め源泉徴収をした所得税の合計額と、その年に納めるべき所得税額を一致させる必要があります。この手続を年末調整といいます。

年末調整は1年間に支払うべきことが確定した給与の額を合計して、次の順序で行います。

1. その年の1月1日から12月31日までの間に支払うべきことが確定した給与の合計額から給与所得控除後の給与の額を求めます。
2. 給与所得控除後の給与の額から、扶養控除などの所得控除額を差し引きます。
4. この所得控除額を差し引いた金額(1,000円未満切捨て)に所得税の税率を当てはめて納めるべき税額を求めます。
5. 年末調整で住宅借入金等特別控除を行う場合には、この控除額を税額から差し引きます。この控除額を差し引いた税額(100円未満切捨て)が、その人が1年間に納めるべき所得税額になります。
6. 源泉徴収をした所得税の合計額が1年間に納めるべき所得税額より多い場合には、その差額の税額を還付します。逆に、源泉徴収をした所得税の合計額が1年間に納めるべき所得税額より少ない場合には、その差額の税額を徴収します。

年末調整の対象となる人は、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人です。この申告書を提出しないと、お高い税額票を適用されてしまうので、必ず提出しましょうね。

ただし、2,000万円を超える給与の支払を受ける人は年末調整の対象になりません。

(学校にはいませんけどね。本当は、校長くらいその対象にならないと夢がないよね～？)

・・・え？金のために教師になったわけじゃない？ま～～じ～～！？)

特別休暇「住居減失休暇」

地震、水害、火災などの災害により次のいずれかに該当する場合、または準ずる場合で職員が勤務しないことが相当である場合。

- ア、 職員の住居が減失、または損壊し、職員自身がその復旧を行い、または一時的に退避している場合
- イ、 世帯を同一にするものの生活に必要な水、食料などが不足しているとき、職員以外に確保する人間がいないとき

○届出：休暇等処理簿

○取得期間：7日の範囲内

○取得単位(1日、1時間、1分)

給与証明に関する証明書(確定版)の提出について

年末調整の関係で、「給与証明に関する申立書(未確定)」を出した人は、
1月9日(水)までに「給与証明に関する申立書(確定版)」を提出してください。

年の瀬に思うこと・・・

普段なら決して乱暴しないような人でも、発作的に叩いてしまったりする人がいます。たいていの場合、直接的には「感情的になったこと」が原因ですが、そういう先生の共通の特徴は、仕事や生活に余裕がないことです。余裕のない状況で、子どもと1対1だったり、一人で指導していると発生しやすくなります。結局、体罰防止には本人のアンガーマネジメントも重要ですが、置かれている業務形態や業務負担、業務内容等の構造的な見直しが必要なのでしょう。

さて、昔から刑法では厳罰を重視する考え方と、教育を重視する考え方があります。

教育を重視する方は「みせしめ」を強化しても人間の欲望にはかなわない。よって厳罰化を進めても結局のところ改善にならないとしています。そこで厳罰化より、本人が「自分を知り、自分をコントロールする術を身につけられる教育」を重視します。

道の懲戒基準を見ると非常におおきな処分になっています。これは厳罰化をもって見せしめとし、一般予防効果を狙っているのですが、こういう「余裕のない人」に「厳罰」を振りかざしても「不利益があるからやめよう」と考える「余裕」がないのですから詮無いことです。

体罰を防ぎ、先生自身の心を守るためには、誰にでも起こりえることだとの前提に立ち、自分が少しでも「危うい状態」だと感じたら遠慮せずにサポートを求められる職場環境の構築が重要ですね。

あと、心の片隅で「自分が子どもを教えているのは、善意でも情熱でもなく、仕事でなんだ」ってことを忘れないことです。それを忘れなければ「感謝されなくて当たり前」ですし「子どもに興奮して怒鳴ったり殴ったり」する必要もなくなりますから。

では、良いお年を。また、睦月の給料号で。(^_^)/

東神楽町共同学校連携 事務室だより

学校版NO.10
発行:19/1/21
東神楽町共同学校連
携事務室:坂田淳哉

「今月は各種手当等の確認月です！」

給与支給日は21日(月)

お年玉たくさんとられましたか？そんなあなたに今年最初の給料票をお届けします。
今月は年に一度の昇給月です。昇給している人は昇給していると思います。先月と比較してみてください。(昇給枠がなくて昇給していない人もいます・・・)

さてさて、標題に戻ります。「毎月の給料で支給されている各種手当が正しく支給されているかどうか」の調査書が届きました。調査書の名前は「**扶養手当等確認調査書**」です。給料票とともに配布しますので、裏面の記載例を参考にして、必要事項を確認・記入し、**1月25日までに各校の事務職員へ提出**してください。

「扶養手当等確認調査書」の記入に当たっては、記載例をよく読んでください。
また、「扶養手当等確認調査書の作成に当たっての点検・確認事項について」で、チェックの上、記入してください。

1. 記入箇所は「太線」で囲まれています。
2. 調査の対象手当は「扶養手当」「通勤手当」「住居手当」「単身赴任手当」「寒冷地手当」です。
3. 手当額が出力されている項目は、金額を確認し、記入例に従って必要事項を記入してください。
4. 手当額が「0」のものは記入する必要ありません。
5. 寒冷地手当については、世帯区分が「X」または「Y」の人は、例に従って必要事項を記入してください。
6. 通勤手当が出力されている方のうち「自動車等」で通勤されている方の「通勤距離」は、申告されている距離を記入します。確認してください。
7. 間違いなければ、右下隅の「上記の通り相違ありません」欄に、記入した期日と、氏名を手書きで記載してください。なお、押印は不要です。
8. **提出期日は1月25日(金)まで**です。
9. 不明点は各校事務職員へ聞いてください。よろしくお願いします。

家族の介護に関わる制度について

1. 短期介護休暇(有給)

- (ア) 家族の介護や通院等の世話のための休暇。(通院の付き添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他必要な世話をする場合)
- (イ) 1年に5日以内(対象者が2名以上の場合は10日)
- (ウ) 取得単位:1日または1時間
- (エ) 休暇等処理簿に「特定要介護者の状態等申出書」を添付して請求
- (オ) 申出書は申請の都度、特定要介護者毎に提出する。

2. 介護を行う職員の早出遅出勤務

- (ア) 家族の介護のため
- (イ) 必要な期間、始業・終業時刻を繰り上げまたは繰り下げるもの。
- (ウ) 早出遅出勤務請求書により請求(校長承認事項)
- (エ) 請求できる期間・回数に上限なし
- (オ) 他の介護者がいても請求してよい
- (カ) 一日おき、曜日特定等の請求可
- (キ) 介護状況に変更があった場合は「育児または介護の状況変更届」を提出

3. 介護を行う職員の深夜・時間外勤務の制限

- (ア) 家族の介護のため(①は特定要介護者を介護の場合)
- (イ) 必要な期間、本人の深夜勤務・時間外勤務を制限するもの
 - ① 深夜勤務(午後10時から午前5時)
 - ② 時間外勤務
- (ウ) 早出遅出勤務請求書により請求(校長承認事項)
- (エ) 請求できる期間・回数に上限なし
- (オ) 他の介護者がいても請求してよい
- (カ) 介護状況に変更があった場合は「育児または介護の状況変更届」を提出

4. 介護休暇

(ア)無給

- (イ)通算して6ヶ月以内の期間
- (ウ)3回まで分割可能

5. 介護時間

(ア)無給

- (イ)介護のため一日の一部の時間を勤務しないことができる
- (ウ)連続する3年の期間内で取得可能

東神楽町共同学校連携 事務室だより

学校版NO.13

発行:19/2/21

東神楽町共同学校連

携事務室:坂田淳哉

「平成 30 年分源泉徴収票が届きました」

給与支給日は21日(月)

年末に皆さんから提出いただいた控除関係書類をもとに、1月給与までに年末調整が行われました。そして、その結果通知となる「源泉徴収票」が届きました。この源泉徴収票はあなたの年収を証明する大切な書類です。住宅しゃく入金等特別控除の確定申告時や医療費控除、セルフメディケーション等いろいろな場面で提出を求められることがありますので、なくさないよう大切に保管しましょう。

「源泉徴収」って、なにさ？

サラリーマンは、給料を支払われる際、「源泉徴収」という見込みで所得税等を天引きされています。さて、この制度、税金を徴収する国にとっては便利な制度ですが、その暦年に給与から源泉徴収をした所得税の合計額は、必ずしもその人が1年間に納めるべき税額とはなりません。なぜなら、年の初めに年収は確定していませんし、控除対象の扶養親族等についてもいろいろ変化が起きるからです。このため、年末に、予め源泉徴収した所得税の合計額と、その年に納めるべき所得税額を一致させる必要があります。この手続を年末調整といいます。

年末調整は、その人に1年間に支払うべきことが確定した給与の額を合計して、次の順序で行います。

1. その年の1月1日から12月31日までの間に支払うべきことが確定した給与の合計額から給与所得控除後の給与の額を求めます。
2. 給与所得控除後の給与の額は、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」で求めます。
3. 給与所得控除後の給与の額から扶養控除などの所得控除を差し引きます。
4. この所得控除を差し引いた金額(1,000円未満切捨て)に、所得税の税率を当てはめて税額を求めます。
5. 年末調整で住宅借入金等特別控除を行う場合には、この控除額を税額から差し引きます。この控除額を差し引いた税額(100円未満切捨て)が、その人が1年間に納めるべき所得税額になります。
6. 源泉徴収をした所得税の合計額が1年間に納めるべき所得税額より多い場合には、その差額の税額を還付します。逆に、源泉徴収をした所得税の合計額が1年間に納めるべき所得税額より少ない場合には、その差額の税額を徴収します。

年末調整の対象となる人は、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人です。

ただし、2,000万円を超える給与の支払を受ける人は、年末調整の対象になりません。(学校にはいませんけどね。校長くらい、せめてその半分くらいにならないと夢がないですよ・・・)

○今月は児童手当支給月です。

昨年 10 月分から今年 1 月分までの分が出力されてます。該当者は確認してください。

○「差額」ってなに？

給与のベースアップとは、2級48号俸の人が 273,700 円のところ、この金額が給料改定で 1,500 円アップするので 275,200 円になることです。一般にベースアップは当該会計年度の 4 月から適用されるため、1 月に調整する場合、今年の 4 月から 12 月までに支給された給与等について、改訂後の金額だった場合と、改訂前だった場合の差を計算して、その「差額」を支給します。これを「差額」と呼んでいます。

今年度は 1 月給与で支給されました。

○給料発令通知書が届きました。

一般に、教職員の昇級は 1 月に実施されます。今年も 1 月 1 日付けで昇級した方へ「給料発令通知書」が届いています。

自分がどのくらい昇級したかは、12 月給与の号俸と比べてみればわかります。

A 昇級は 8 号俸、B 昇級は 6 号俸、C 昇級は 4 号俸です。C は昔の 1 号俸分です。

号俸が最高号俸に達していたり、処分を受けていたり、若年層職員に該当する場合は、これに当てはまらないことや、昇給しないこともあります。

○住宅借入金等特別控除は、初年度に確定申告が必要です。

住宅借入金等特別控除は、収入額からの控除ではなく、計算された税額から、すっぱりと税金が免除されるので、申告書で計算した金額がそのまま戻ります。平成 21 年以降に建てられた方は、1%が対象になるので、2 千万の借入金なら 20 万円戻ってくるわけです。

では、所得税より控除額が多い場合はどうなるのでしょうか？(以下、総務省 HP より)

前年分の所得税において控除しきれなかった金額がある場合は、翌年度の個人住民税で控除されます。平成 21 年から平成 25 年までの間に居住し、所得税の住宅ローン減税制度(住宅借入金等特別控除)を受けた方で、所得税において控除しきれなかった金額がある場合は、翌年度の個人住民税において住宅ローン控除が適用されます。

個人住民税の住宅ローン控除の適用にあたって、市区町村への申告は不要です。

市区町村において、住宅ローン控除を受ける方が税務署等(所得税)へ申告した情報を把握できる仕組みとし、市区町村(個人住民税)への申告は不要となりました。

※確定申告や年末調整で、住宅ローン控除を受ける方の手続きは、今までと変わりません。

東神楽町共同学校連携 事務室だより

学校版NO.14

発行:19/3/20

東神楽町共同学校連
携事務室:坂田 淳哉

「人事異動に関わって」

給与支給日は20日(月)

さて、また異動のシーズンが巡ってきました。長年東神楽でおつとめになった方、お疲れ様でした。異動される方はそれぞれにお忙しいことと思います。そこでそんなとき忘れがちな諸手続について記載してみます。

異動、採用、退職等、様々な発令があり、それぞれに応じて、さまざまな手続きが必要になります。「何か変化のあったとき(あるとき)は必ず何か手続きが必要なんだ」と思って下さい。一般的には以下のような手続きが考えられます。

1. 教員住宅の退去届・・・教員住宅を退出するとき・・・町へ提出
2. 住居手当の変更・・・住居手当を受けているとき・・・赴任先で
3. 扶養手当の変更届・・・就職等により、扶養親族の推定年収が130万円以上になると手当が打ち切りとなり、収入が130万未満なら認定になります。
4. 共済組合員証や社会保険証等の返納や申請・・・退職したとき(返納)や、期限付で1年経過したとき(申請)。
5. 寒冷地手当世帯区分について・・・異動等で世帯の状況が変更になるとき。
6. 給与の口座振替の変更について・・・給与の振替口座は随時変更可能ですが、異動に伴って給与口座の変更をする必要はありません。ただ、4月は繁忙期なので口座振替変更は、異動者のみとなっています。それ以外の方は5月以降からの手続きになります。
7. 異動される方で引っ越しのある方は、電気・ガス・水道・灯油・郵便(転送は1年間のみ)・新聞・雑誌等、個々にご自分で連絡が必要になります。
8. ほかに、手当はいろいろあります。何かあったら事務職員に聞いてください。

「健やかな子どもは、健康な教職員とともに育つ！」

年度の最後に皆さんにお話があります。それは退勤時間のことです。

次年度から勤怠管理システムを導入する予定ですが、その集計を待つまでもなく遅い方は8時9時退勤が当たり前になっています。

はっきり言えばそれは異常です。教員は時間外手当が出ないのですし無理しちゃ駄目です。晩ご飯だって、8時前に食べ終わってないでしょう？それじゃ身体を壊します。メタボになっちゃいます。体を壊しちゃ元も子もありません。帰れるときは早く帰りましょう。そして帰れるような職場環境と雰囲気を整えましょう。

「年度末の文書管理・・・文書廃棄について」

さて、もう一つ、お知らせです。

異動する人も、しない人も、この時期に困るのがいろいろな文書の廃棄処理。

シュレッダーにかけるときは、クリップやスティープラーを外すのは当然として、実は付箋も剥がさなければ故障の原因になるって、ご存じでしたか？その後も、朝も早くから学校へ来て、一週間くらいシュレッダーの番人になっていたり、土日丸一日潰してしまったりしていませんか？異動で忙しいのに、ほんと大変ですよ？

そ～んな皆さんのために、共同学校連携事務室と町の環境整備員の方がタッグを組み、書類の廃棄方法を見直しました。

1. 廃棄したい書類(重要情報含む文書でもOK)を、クリップ等の金属は外して(スティープラーはOK)、A4 コピー用紙五つくらいのサイズの箱に入れるか、同サイズで縛り、各学校で指定された場所に出しておきます。

皆さんがする作業は、これだけです。付箋もそのままOK。

2. 以降は、事務室と環境整備員さんで対応します。

2. 学年末休業の任意の日に、環境整備員さんが、東聖-東中-東小-忠栄-志比内の順番で回収し、しらかば清掃センターで焼却処分します。

3. 焼却炉への投入は、事務室でも立ち会い、投入を確認します。

学校の廃棄文書は、その性質上、どうしても年度末に集中しがち。

事務室では、この取り組みで、年度末の文書廃棄が相当程度軽減できると考えています。

さて、1年間お読みいただきありがとうございます。

事務室だより(学校版)は、職員の給料・手当・旅費や服務を中心に14号発行し、(家庭版)は学校予算や宮繕、備品、保護者からの疑問・要望について12号発行しました。もう30年以上、職員や児童向けに出していましたが、全町対象に発行するのは今回が初めての経験でした。途中とったアンケート結果からは、比較的好意的なご意見をいただきましたので、次年度も、参考になるよう内容を工夫して継続発行する予定です。異動される皆さんとは、これが最後となります。

拙い文章を根気よくお読みいただき、ありがとうございました。(え？読んでない?)